

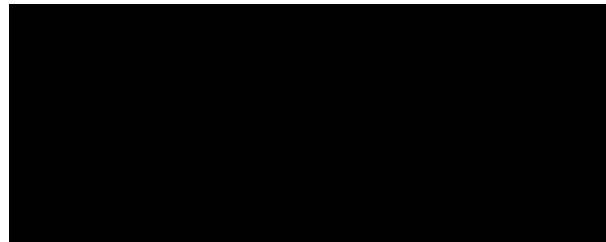
申請枠区分

通常枠

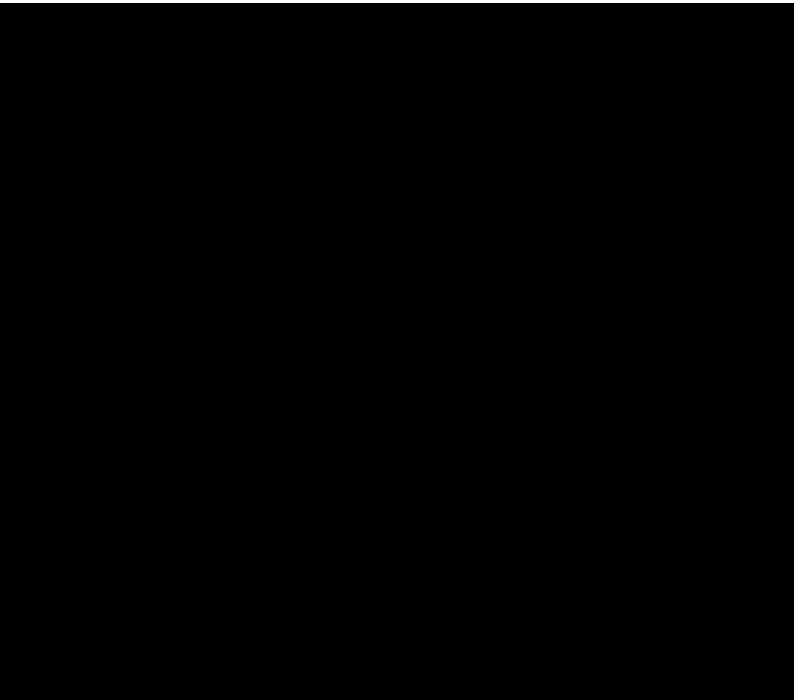
申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint



団体情報から転記



1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について (情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人わの会

団体代表者 役職・氏名

理事・大内田 治男

分類

法人番号

290005017874

団体コード

申請団体の住所

福岡県久留米市東柳原町1313番地2

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

福岡県久留米市梅満町563

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)

(4)情報公開について(情報公開同意書)

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	外国ルーツ児童の学習・生活支援モデル構築事業		
	事業名(副)	日本語教育×多文化共生×デジタル基盤による三位一体体制		
	団体名	一般社団法人 わの会	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	①草の根活動支援事業			
事業の種類2	①-2地域ブロック			
事業の種類3	九州ブロック(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)			
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
(1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
<input type="radio"/> ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	
<input type="radio"/> ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	
<input type="radio"/> ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援	
<input type="radio"/> ④ その他	
(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
<input type="radio"/> ④ 働くことが困難な人への支援	
<input type="radio"/> ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援	
<input type="radio"/> ⑥ 女性の経済的自立への支援	
<input type="radio"/> ⑦ その他	
(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
<input type="radio"/> ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	
<input type="radio"/> ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	
<input type="radio"/> ⑨ その他	
その他の解決すべき社会の課題	<p>(1)⑨：来日した外国人の同伴或いは日本出生の外国ルーツの子ども達を想定。日本語、教育機会の創出、雇用等の課題あり。</p> <p>(2) ⑨：外国人或いは外国ルーツであること自体が困難のもと。地域社会の異文化受入れ等を促すことが必要。</p> <p>(3)：外国人や外国ルーツで孤立する人々を地域社会に受入れることにより、地域社会の活性化を目指す。</p>

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
3.すべての人に健康と福祉を	3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。	命の危険を避けて来日したり、日本に滞在しても社会に受け入れられていない外国人や外国ルーツの人々は、肉体的・精神的に傷ついており、直ぐに無償或いは安価に健康維持のための医療サービスが受けられるような支援が必要。
4.質の高い教育をみんなに	4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	同伴家族としての外国人の子どもたちは、成人しても働く時間に制限があり、正職につけないなどの問題がある。また、そのような制限のない外国人の或いは外国ルーツの子どもたちも加えて学齢の子ども達は、日本語能力の問題から学業についていけず、自分に合った、自分の将来像を目指すことのできる教育を受けるには困難がある。

5.ジェンダー平等を実現しよう	5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	未だ地方には、ジェンダー平等に関する目に見えない壁があり、文化的な差別をなくしていく必要がある。
10.人や国の不平等をなくしよう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	外国人や外国ルーツの人々も、日本に住んでいる限り、日本人と同様に自分の幸せを追及できるようにすべき。
16.平和と公正をすべての人に	16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。	外国人であっても、また、外国ルーツの人々も、日本人と同様に情報に対して公共アクセスを得、自己の尊厳を守りながら、自由に暮らしていくことができるようになるべき。

I. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	200/200字
当団体は、北部九州地域の社会経済の強化・活性化の為の活動や活動支援を行うことを目的に設立された。福岡都市圏の周辺に位置する地域では、人口減少、少子化が極端に早く進んでいる一方、発展するアジア諸国等諸外国との交流により、地域社会経済を強化・活性化することが可能であると見込まれる。海外や日本在住の外国人・外国ルーツの人々と人的・技術的交流により、北部九州の地域社会を強化・活性化することを目指している。	
(2)団体の概要・活動・業務	200/200字
2020年9月に当財団は上記(1)を目的として設立された。会員及び役員が多くが士業の者で、そのスキルを活動に活かしている。具体的には、外国人の入国及び定着支援・交流、インドネシア共和国国営企業との協力、地元企業の環境技術の普及活動、登録機関として外国人の就職・生活支援等を行っている。避難外国人の支援については、アフガン人の2家族の地方移住支援や九州大学アフガン人卒業生の就業支援を行った実績がある。	

II. 事業概要

II. 事業概要					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2025/3/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	福岡県、佐賀県	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	福岡県・佐賀県において地域社会での共生に困難を抱える外国人及び外国にルーツを持つ人々（以後「外国系」）のうち、不登校や学校内でのいじめ等に苦しんだり、学習の遅れの為高校以上の進学や就職で不利益を被っている外国系の子ども達・若者、及びその家族。				(人数)	<ul style="list-style-type: none"> ●在留外国人数（2023年出入国管理庁統計） <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県：98,600人　・佐賀県：11,800人 ●日本語指導が必要な児童生徒（日本国籍・外国籍）（2021年） <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県：696人　・佐賀県：56人 ・久留米市（2025年4月21日）： <ul style="list-style-type: none"> 保育園・認定こども園＝76人、他に3幼稚園（A園だけで11人） 小学校＝120人、中学校32人 		
最終受益者	福岡県・佐賀県において子ども達の教育において困難に直面している外国人及び外国系の人々。これらの人々が住む地域社会。これらの人々を支援する団体・個人並びにそこに生まれるコミュニティ。				(人数)	久留米市に加え、同規模の事業を福岡都市圏、佐賀県で行った場合、(240人＋その家族480人＋支援者20人＋地域住民人口の10%30,000人)×3地域＝92,220人となる。		

事業概要	<p>久留米、佐賀、福岡都市圏の外国人・外国系の子ども達の校内のいじめや不登校問題について、1) 子ども達のレベルと志向にあった日本語教育の提供、2) 相談窓口（多文化コーディネーターの設置）の提供を行うことで、学校や行政と協力・協働関係を構築し、これら問題の解決・克服を試みる。</p> <p>久留米市では、未就学児、小中学生合わせて240人程度の日本語指導の必要な子ども達がいる（R7年4月現在）。これらの子ども達は、日本語や文化習慣の違いの問題のため、学校内の孤立や不登校が大きな課題となっている。この解決の為、①これらの子ども達が、日本語能力を高め、学業全般に不自由なく取組むことができるよう、日本語を集中的に学ぶ場所・機会を提供する。②言葉だけでなく、医療ケア・日本社会との関係・親の就業の問題等あらゆる課題に対し対応する相談窓口を行政・学校との協力の下設置・運営する。③高校以上の進学支援のためのデジタル学習支援を行う。④地域コミュニティとの連携を行う。</p> <p>実行団体は、上記①～④の事業を行う団体を採択する。当法人は、実行団体への助成とともに、本課題に関係する行政・団体・地域コミュニティ・個人との関係構築を支援し、支援ネットワークの確立に努める。</p> <p>実行団体は、3団体を想定。外国系の人々が都市部に孤立していることが多いことを念頭に、福岡都市圏、久留米市、佐賀市に拠点を置く団体の中から選定する。</p>
591/600字	

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	982/1000字
<p>久留米市では、日本語の力がないか弱いため学校授業について行けなかったり、学校内で孤立やいじめ・差別を経験し、不登校となる児童が多数いることが課題となっている。久留米市の外国人人口は増加し、2012年から本年4月までの間に3倍に増え、全人口に占める割合も2%を越えた。不登校や日本語に困難を抱える外国人や外国にルーツを持つ（以下「外国系」）児童の割合も増え、地域社会で個人として或いはグループとして孤立していく可能性が高くなると考えられる。</p> <p>法務省出入国管理庁の令和6年度外国人に対する基礎調査主結果③「日本語学習」によると、「日本語教室・語学学校等の利用・受講料金が高い」（15.8%）、「無料の日本語教室が近くにない」（13.5%）、「都合のよい時間帯に利用できる日本語教室・語学学校等がない」（11.3%）等が、日本語学習の困りごとである。これは、成人外国人への調査結果であるので、外国系の児童に直接あてはまらないが、学校で日本語を学べなければ、児童も授業についていく日本語を学べないことを示唆している。</p> <p>久留米市等行政は、外国系の子ども達を指導する時間数を急増する（久留米市は10倍）対応を採っているが、1) 子ども一人ひとりの対応には十分でない、2) 時間数を増やしても、対応できる日本語教員が見つからない、3) 自国文化・慣習と日本社会のそれとのギャップや家庭内の問題があり、単に日本語を指導する教員を増やせばよいわけではない。外国系の児童は日本語会話に問題はなくても日本人児童に比し学業が劣ることが多く、高校進学や就職等に困難を抱えている。</p> <p>日本語に困難を抱える外国系の子ども達の日本語指導と学業増進を図る教師は、小学校入学段階で外国系の子ども達と日本人の子ども達の間の日本語能力ギャップは極めて大きく、まず半年ほど日本語の学習に特化した教育を行い、授業について行く力をつけさせるという考えを示唆していた。</p> <p>A幼稚園は、全園児のほぼ3分の1にあたる11人が外国系の子ども達であるが、一人ひとりの園児を大事に育てる為には、外国系の子ども達及びその保護者とコミュニケーションを図ることのできる教員や補助員の必要性が痛感されている。</p> <p>低い日本語能力と日本語による低い学習度が、外国系児童の地域社会への参入を妨げ、多文化共生と日本社会経済力強化の妨げとなっている。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	190/200字
<p>行政は、この問題を認知把握し、外国系の子ども達へのパートタイム通訳雇用の為の予算をつける等している。久留米市の場合、R7年度の予算の中で、通訳・日本語指導の時間数を前年度の10倍に増やした。しかし、10倍とはいっても400時間/年（上記教員の小学校の場合）であり、パートタイムで資格ある日本語教員を雇用するのは難しく、かつ時間を増やすだけで効果的な日本語教育ができるか疑問が残る。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	162/200字
<p>当法人は、学校におけるいじめ等で不登校になったケースの対応の相談をうけるとともに、解決に向けて久留米市行政（担当課及び教育委員会）と協議を始めている。また、その協議の過程で、官民協力の具体策について検討し、行政及び民間が行うべき役割の調整を行っている。これに加え、外国系コミュニティ（フィリピン系）との連携協力も始めている。</p>	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	194/200字
<p>問題解決は、行政のみでは対応できず、関係公益団体、民間協力団体との連携・ネットワークを構築することが不可欠である。当法人が、休眠預金の活用で、日本語教育プログラム、相談窓口設置、デジタル学習システム構築等の資金を確保し、この連携協力を促進することは、大きな意義がある。また、これを進める過程で外国系家族の地域社会への定着・多文化共生につながることもからも、休眠預金活用の意義は極めて大きい。</p>	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
長期アウトカム：事業終了後5～10年後に、対象地域において外国ルーツ児童・家庭が地域で安心して暮らし、共に学び共に育つ社会に変わりつつある。
中期アウトカム：事業終了後3～5年後に、実行団体は自立運営が可能となり、行政との連携が定着している。また、地域において多文化理解が進み始めている。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
1. 外国系児童のいる小学校で、毎年集中的日本語学習が行われ、同児童が学校の授業について行けるようになっている。また、日本人の児童がなぜそのような特別授業が行なわれているか理解できるようになっている。		1-1.集中的日本語学習を行う為の理解が行政及び学校において進み、26年度はテストの授業がなされ、27年度及び28年度は学校の行事に組み込まれている 1-2.集中的日本語学習を行う学校の数が年を追って増えている 1-3.集中的日本語学習を受けた外国系児童の数		1-1.集中的日本語学習は行なわれていない。外国系児童が比較的多い小学校のみに日本語学習教員が配置されている。補習授業時間数は増加も、教員が確保されていない 1-2.集中的日本語学習の必要性につき行政学校の理解不十分 1-3.外国系児童は、日本語補習を受けるか、全くうけていない。不登校児が増加。			1-1.集中的日本語学習が実行団体・行政・学校・日本語学校等の協力で進み、児童の日本語能力及び不登校児の減少等の実績が上がっている 1-2.行政による予算化が始まっている 1-3.集中的日本語学習の意味について日本人児童の理解が進み、外国系・日本人の交流が深まっている
1-2. 外国系幼児が通う数の多い保育所・こども園・幼稚園に、日本語教員等支援員が派遣され、保育士・幼稚園教員等と園児ならびにその家族とのコミュニケーションが円滑に進められ、日本語ギャップが少なく小学校進学ができるようになっている。		1-2-1.保育所・こども園・幼稚園の外国系の園児の人数・抱えている困難等の調査実施。 1-2-2.調査の結果、外国系の園児が多く、希望する所・園があれば、そこに日本語教員等を派遣		保育所・こども園・幼稚園に多くの日本語が十分でない外国系の園児が入所・入園しており、保育士や幼稚園教員が園児や家族とコミュニケーションを取りづらい状況が生れている。			1-2-1.保育所・こども園・幼稚園における外国系の園児・家族とのコミュニケーションが円滑化している 1-2-2.個々の園児の小学校入学時の日本語能力等につき、入学予定小学校に通知できるようになっている 1-2-3.各所・各園での予算化の進展状況
2.多文化共生コーディネーター（C）が配置され、外国系児童・家族及び行政・学校・地域社会との間の橋渡し役になっている。Cが外国系児童の家庭と教職員を心理的支援を行っている。地域社会との連携も行っている。		2-1.Cの役割を行政・学校が認め、外国系児童とその家族へのアクセスが認められている 2-2.外国系児童・家族の生活学習相談がなされ、必要に従ってアウトリーチもなされている 2-3.地域との交流イベント等がなされている 2-4.Cがデジタル基盤のアドミニストレータとして支援履歴の管理を行っている		2-1.外国系家族は、直接行政や学校に相談することもあるが、問題の解決に至らない場合が多い 2-2.この結果、児童も家庭も孤立化している場合が多い 2-3.外国系児童・家庭は地域社会とのつながりがない場合が多く、地域社会の方もどう対応していいかわからず、ただ不安な目で見ている 2-4.支援の連携等がない			2-1.Cが、行政・学校・外国系児童家族に認知され、相談や連携企画が日常的に。行政によるC人件費の予算化も検討。 2-2.外国系児童家族がここの児童の問題に学校に相談し、地域社会の行事等にも参加するようになっている 2-3.Cを結節点にして行政・学校・外国系児童家族及び地域社会の間に連携ネットワークができていく

<p>3.高校進学のための学習支援としてデジタル教育が学校・外国系児童の間に浸透し、活用されている。</p>		<p>3-1.高校進学等学習支援の必要な児童の把握 3-2.上記児童による学習効果の認知（高校に行ける、その後は大学や専門学校、或いは就職等に結びつく） 3-3.デジタル学習システムの実際の利用者数</p>	<p>3-1.日本語会話はできて小中学校の教授内容が分からず、学力が低い外国系児童が多い 3-2.この分野の支援は個別単発的に行なわれているが少ない 3-3.外国系児童に特化したデジタル学習システムはない</p>		<p>3-1.高校進学等学習支援の必要な児童の把握 3-2.上記児童による学習効果の認知（高校に行ける、その後は大学や専門学校、或いは就職等に結びつく） 3-3.デジタル学習システムの実際の利用者数</p>
<p>4. 実行団体が、休眠預金等の支援がなくても自立して上記支援ができるようになっている。また、集中的日本語学習や多文化共生コーディネーターの配置につき行政支援の検討が行なわれている。</p>		<p>4-1. 規程類の整備がなされ、団体運営が規程に沿った形で進められている 4-2. 集中的日本語学習、多文化共生コーディネーター配置及びデジタル学習システムの活用を実現している 4-3. 上記3項目について行政の理解を得、行政による予算化や支援についての行政との相談</p>	<p>4-1. 規程類が整備され団体運営が規程に沿って行なわれているCSOは少ない 4-2. 3つの事業はこれまで存在しない。 4-3. 行政とは課題について議論はするが、現実の動きはない</p>		<p>4-1. 実行団体が行う3つの事業が行政・学校により認知され、行政予算化等が検討されている 4-2. 実行団体運営が堅調 4-3. 実行団体とCが調整する行政・学校・外国系児童家族・地域社会との連携が実現している</p>

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
<p>5.（支援環境整備）：外国人・外国系の幼児・児童・生徒とその家族の支援のため、日本語教育、健康相談、就職相談、生活相談、子どもの教育相談等の行政・学校・支援団体等のネットワークが築かれており、対象の幼児・児童・生徒とその家族が見守られている。この為資金分配団体が日本語学習が遅れている児童のルーツの国の親子関係について現地で調査し、児童及びその家族の背景の理解の上で見守りを進めている。</p>		<p>5-1.資金分配団体と実行団体との間でチームづくりについての考え方・構想について議論し、共通理解が生れている。 5-2.共通理解に基づき、資金分配団体からの各課題についての日本語学校・専門家・支援団体等の紹介がなされ、チームが構築されていく。 5-3. 実行団体が、チームの中心としてチームを効果的に動かしている。 5-4.資金分配団体が中心となって児童及びその家族の母国の家族関係等を調査し、関係者が児童の低い日本語能力の文化的背景を理解する。</p>	<p>外国人・外国系の幼児・児童・生徒を支援する上で、1つの団体では専門的スキルや人材が足りない状態。日本語教育、健康相談、生活相談、子どもの教育相談等の専門家や支援団体のみならず、行政や学校も合わせ繋がりが不十分な状態。また、4, 5歳まで母国で育てられ、日本語能力不十分なまま来日しその後の生活を始めることについて幼稚園・保育園・小学校が理解できず、対応に苦慮している状態。</p>				<p>関係者が外国系の幼児・児童・生徒とその家族の文化習慣を理解した上で、総合的に支援するチームとネットワークが生れている。</p>

<p>6. (支援環境整備) : 対象家族が居住等する地域コミュニティとの関係が築かれている。恒常的な交流がある。</p>		<p>6-1.実行団体と地域コミュニティとの間でコミュニケーションがとれるようになる。 6-2.地域コミュニティと外国人乃至外国系の個人・家族との間で地域行事への案内と参加の申込みがなされるようになっていく。 6-3.外国人乃至外国系の個人・家族に地域生活に関する案内・説明書が配布され、外国文化について地域住民が学ぶ機会(講演等) 6-4.イベントがこれら個人・家族とともになされている。</p>	<p>地域社会は、外国人・外国系の人々が地域に居住したり働いたりしているのを認識してはいるが、どこに住居し、どのような生活をしているかは知らない。交流の必要性は認識している。</p>		<p>6-1.コミュニティのイベントに参加している。 6-2.コミュニティ住民との日常的交流(ゴミ捨て・清掃協力、見守り)が行われている。 6-3.コミュニティの会議に参画し、イベント等を実施する側になっているものが出ている。</p>
<p>7. (支援環境整備) : デジタル学習システムの原型を当法人で作製し、実行団体に提供するとともに、習熟の為に訓練・研修を施す。日本語教育プログラム統一化や多文化共生コーディネーターの役割と働きについて基準を策定する。</p>		<p>7-1.デジタル学習システム原形の策定 7-2.日本語教育プログラム統一化の状況 7-3.多文化共生コーディネーターの役割と働きについての基準作りの状況</p>	<p>現在、デジタル学習システムはなく、実行団体で使えるような日本語教育プログラムもこれから作るという段階。多文化共生コーディネーターの役割と働きについて当法人以外分かっていない状態。</p>		<p>7-1.デジタル学習システムが定着し活用されている 7-2.日本語教育プログラムが3実行団体で統一化されている 7-3.多文化共生コーディネーターの役割と働きについて基本となる要綱ができていく</p>
<p>8. (組織基盤強化) : 実行団体の組織基盤が整備され、ガバナンス・コンプライアンスに問題がない状態となっている。</p>		<p>8-1.実行団体が任意団体の場合は法人化に向けて資金分配団体と話し合いがなされている 8-2.関係規程類の整備につき実行団体の課題に資金分配団体が適切なアドバイスを行っている 8-3.ガバナンス・コンプライアンスに係る研修やセミナーに実行団体を誘い・実行団体も積極的に検討・参加している。</p>	<p>外国人・外国系の人々を支援する団体には任意団体が多く、規程類の整備と組織内のガバナンス・コンプライアンスの確立が望まれる状況。他方、日本語学校等は企業の場合が多い。</p>		<p>8-1.規程類が整備されている 8-2.ガバナンス・コンプライアンスの何らかの認証を得ている 8-3.法人格をもっている、ないし得ている。</p>
<p>9. (組織基盤強化) : ファンディング能力が高まり、支援を持続的に進める見通しが立っている。</p>		<p>9-1.ファンディングに係る研修に挑戦 9-2.クラウドファンディング等を検討・挑戦 9-3.自己のファンディング能力を確認し、足りないところ、必要なところの改善を行おうとしている。 9-4.行政や学校等とのファンディングの協力が行われている。</p>	<p>休眠預金等助成金がなければ、実行団体や団体に繋がる専門家の活動等ができない状況。活動を持続可能にする財政的な柱が必要状態。</p>		<p>9-1.自己資金で活動の運営ができていく 9-2.広報が効果的に行われ、支援者とボランティアが増えている。</p>
<p>10. (組織基盤強化) : 広報の能力が高まり、ホームページ(HP)等を通じ、活動が知られ、共感者を増やしている。</p>		<p>10-1.HPを開設している。 10-2.HPのグレードアップがなされている。 10-3.既存のマスコミやネットメディア等とつながり、地域の関係者だけでなく、社会一般の人々にも知られるようになっていく。</p>	<p>外国人・外国系の人々を個々に支援する団体が多く、マスコミ等では散発的にしか紹介されず、支援者を十分に集められない状況。</p>		<p>HPや派生のSNSを通じて多くの協力者や支援者をひきつけることができるようになっていく。</p>

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
<p>(3)-1-1-1)日本語学習強化の為の資金的支援</p> <p>①日本語集中学習プログラム実施の為の資金支援：6カ月間の集中コースに10人の児童・生徒が参加するプログラムを三年間行う。</p> <p>②学校へ日本語教師を派遣するための資金支援：1校1名で5名派遣。派遣された日本語教師は、調査及び調査後の小学校に置ける日本語教育を教員を助ける形で行う。</p>	<p>①26年10月～27年3月：試行期間。27年度及び28年度の2年間毎年、5月～7月及び9月～11月。</p> <p>②26年10月～29年2月</p>	164/200字
<p>(3)-1-1-2) 保育園・こども園・幼稚園への日本語サポーターの派遣</p> <p>①関係地域の保育園・こども園・幼稚園の外国人・外国系の幼児の数及び日本語サポーターの派遣希望の有無を調査する。</p> <p>②日本語サポーターを希望の園、1園1名、5園5名を目的に派遣する。</p>	<p>①26年10月～12月、27年3月～4月、28年3月～4月</p> <p>②26年10月～27年2月、27年5月～28年2月、28年5月～29年2月</p>	125/200字
<p>(3)-1-2-1) 相談窓口の設置と運用</p> <p>総合的に教育、生活、健康、就労、法律、行政手続、医療、心理カウンセリング、キャリアカウンセリング、オンライン学習、医療通訳派遣など、多様な相談ニーズに対応できる体制を整備。</p> <p>①相談窓口の為の協議会を行政・学校・支援団体・校区コミュニティ・専門家との間で構成。②窓口設置計画を策定。③多文化Cを採用配置。④窓口の整備、⑤関係者リスト作成、⑥広報</p>	<p>①26年10月～12月、27年3月～4月、28年3月～4月</p> <p>②26年10月～27年2月、③27年3月～29年2月、④27年1月～6月、⑤26年10月～27年2月、⑥27年3月～29年2月</p>	193/200字
<p>(3)-1-2-2)多文化共生コーディネーターの採用と配置</p> <p>①上記(3)-1-2-1)③で採用配置した多文化Cが外国人・外国系の子ども達の家族を対象に、生活、教育、言語等の困りごとを把握するための調査を実施。②これらの問題に対応可能な相談員や支援団体をリスト化し、連携体制を構築。③定期的な情報交換会などを開催し、ネットワークを機能させる。</p>	<p>①27年5月～8月、②27年9月～12月、③27年10月～29年2月（ただし実際には休眠事業終了後も継続）</p>	170/200字
<p>(3)-1-3-1) 多文化Cの調整仲介によって、①校区コミュニティと小中学校、地域団体との間で既存の連絡協議会等が活性化し、なかったところは生れている。②定期的な交流イベントの企画・運営が行われている。多文化共生に関する広報活動、啓発資料（多言語会話集）の作成・配布、地域住民向けの多文化共生講座、交流イベントなど実施。③これらは地域住民の参加を得て定着し、多文化理解促進に貢献している。</p>	<p>①27年10月～28年3月、②28年4月～29年2月、③28年4月～29年2月（休眠預金終了後も連絡協議会を中心に継続）</p>	196/200字
<p>(3)-1-4-1) 日本語能力が一定レベルに達している、または既に日本語ができるものの、主要5教科の成績が志望校の基準に満たない外国人・外国系の生徒に対して、次を行う。①連携協議会等で、関係団体間で外国人住民の情報が共有される。②多文化Cのファシリテートで外国人・外国系の生徒の進学問題をテーマに地域円卓会議の開催。③デジタル基盤を活用したオンライン塾や進路・キャリア相談を実施。</p>	<p>①27年5月～29年2月、②27年10月～29年2月、③27年10月～29年2月</p>	191/200字
<p>(3)-1-5-1)①多文化Cがデジタル基盤でオンライン塾や進路相談を実施し、生徒の進路選択を支援。②情報共有、オンライン学習（含オンライン塾）、進路・キャリア相談等に必要なデジタル基盤（オンラインプラットフォーム、相談システム等）を構築・運用。③貧困家庭の外国人・外国ルーツの生徒には、日本人生徒同様、学校で導入されたタブレット等の既存IT機器が渡され学んでいる。必要に応じ官民連携支援を行う。</p>	<p>①27年7月～29年2月、②27年7月～29年2月、③27年10月～29年2月</p>	198/200字
<p>(3)-1-5-2) デジタル活用の多角的な専門相談支援：多文化Cがリードし、外国人・外国系住民の多様な困りごと（日本語、教育、生活、医療、キャリア・進路等）に対し、デジタルツールを活用した専門相談を提供。当法人は、日本語教室、日本語学校、医療相談、職業紹介等についての情報をデジタル基盤上に集約しており、これらの情報を提供する他、各分野の専門家や専門機関・施設へのオンラインでの紹介仲介を行う。</p>	<p>27年4月～29年2月</p>	198/200字
<p>(3)-1-5-2)の2：上記支援の一環として、多文化Cは、難民申請や在留資格（COE取得等）に関する行政分野支援ニーズにも対応する。当法人は、行政書士の理事・会員（含避難外国人のCOE取得経験者2名）の専門性、過去20年にわたり在留外国人の問題に取り組んできた認定NPO法人ワンストップリーガルネットとの協力関係（大内田当団体理事長が同法人創設者の一人）等を活用し、実行団体や多文化Cに支援を行う。</p>	<p>27年4月～29年2月</p>	200/200字
<p>(3)-1-5-3)多文化Cが中心となり、地域内の情報格差を解消し、関係機関の連携を促進するデジタル基盤も構築・活用する。具体的には、行政や民間の外国人支援機関・団体の情報をデジタル基盤（多言語情報共有プラットフォーム等）上で提供するとともに、多文化Cがその仲介役も果たし、関係機関間の連携を強化する。</p>	<p>27年4月～9月：集中的に。27年10月～29年2月：必要に応じて</p>	151/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
(3)-2-1-1) (支援環境整備)：①外国系の幼児・児童・生徒とその家族の支援のため、日本語教育、健康相談、就職相談、生活相談、子どもの教育相談等の行政・学校・支援団体等のネットワークが築かれている。②対象の幼児・児童・生徒とその家族が見守られている。③この前提として外国系児童とその家族の文化的背景調査を行い、支援関係者の理解促進を行う。	①27年1月～29年2月、②27年9月～29年2月、③26年7月～12月	171/200字
(3)-2-1-2) (支援環境整備)：対象家族が居住等する地域コミュニティとの関係が築かれ、恒常的な交流がある。①実行団体と地域コミュニティとの間でコミュニケーションがとれる。②地域コミュニティと外国人乃至外国系の個人・家族との間で地域行事への案内と参加の申込みが交わされる。③外国人乃至外国系の個人・家族に地域生活に関する案内・説明書が配布され、外国文化について地域住民が学ぶ機会（講演等）が増大。	①27年1月～27年8月、②27年5月～29年2月、③27年5月～29年2月	200/200字
(3)-2-2-1) (組織基盤強化)：実行団体の組織基盤が整備され、ガバナンス・コンプライアンス（ガバコン）に問題がない状態にする。①実行団体が任意団体の場合は法人化に向けて話し合いを行い、説得する。②関係規程類の整備につき資金分配団体が適切なアドバイスを行う。③ガバコンに係る研修やセミナーに実行団体を誘い、実行団体も積極的に検討・参加している。④実行団体がガバコンに係る認定制度に挑戦している。	①26年7月～29年2月、②26年7月～9月、③26年7月～29年2月、④27年1月～29年2月	198/200字
(3)-2-2-2) (組織基盤強化)：ファンディング能力が高まり、支援を持続的に行える見通しが立っている。①ファンディングに係る研修・セミナーに挑戦する。②クラウドファンディング等を検討・挑戦する。③自団体のファンディング能力を確認し、足りないところ、必要なところの改善を行おうとしている。④行政や学校等とのファンディングの協力が行われている。	①26年10月～27年7月、②27年7月～29年2月、③26年10月～27年2月、④27年4月～29年2月	172/200字
(3)-2-2-3) (組織基盤強化)：広報の能力が高まり、ホームページ（HP）等を通じ、活動が知られ、共感者を増やしている。①HPを開設している。②HPのグレードアップがなされている。③既存のマスコミやネットメディア等とつながり、地域の関係者だけでなく、社会一般の人々にも知られるようになっていく。	①26年10月～27年3月、②27年4月～29年2月、③28年1月～29年2月	149/200字
(3)-2-2-4)戦略的広報・提言活動支援 多文化Cは、実行団体の活動の社会的意義を高め、広く社会に働きかけるための戦略的な広報活動を行う。マスコミ等広報機関との協力関係構築や地域広報誌等への働きかけを行う。20年以上総務省行政相談員を務めた大内田当法人理事長のもつ地域マスコミ人脈と知見で多文化Cを支援する。デジタル基盤（多言語情報共有プラットフォーム、SNS等）を通じた情報発信を強化する。	27年1月～29年2月	198/200字
(3)-2-2-5)デジタル活用を通じた実行団体の組織基盤強化と広報支援 多文化Cが、実行団体自身の組織基盤強化と広報活動をデジタル面から戦略的に支援。評価、資金調達、ガバナンス、人財育成、広報に関するセミナー・ワークショップ・研修を、デジタルツール（OL会議システム、e-ラーニングプラットフォーム等）を通じて紹介し、参加を促進する。また、必要な専門家をデジタルネットワークを介して迅速に紹介する。	26年7月～29年2月	200/200字

V. 広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	今回の申請にあたっては、ホームページを立上げ、当団体のミッション・事業を明確にした。また、西日本新聞やNHK福岡・TNCとはわの会として普段から情報提供してきたこともあり、良好な関係にある。今後は、この関係を活用し、発信していく。また、団体情報等は、副理事長が理事長を務めるちくご川コミュニティ財団との協力で入手し、発信していく。	165/200字
連携・対話戦略	ちくご川コミュニティ財団との連携により同財団の評価士から、事前、中間、事後の評価の行い方の助言を得る。また、多文化共生を専門とする北海道教育大学の2人の大学教員のいずれかを評価アドバイザーに招聘、もう一人に審査委員になってもらう予定。行政の役割が重要であり、行政と対話を行いつつ、連携関係を形作ることを追及していく。また地域社会の理解と連携を深める為地域円卓会議を行う。	185/200字

VI. 出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

<p>資金分配団体</p>	<p>地域の多文化共生社会化に向けて、次を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 行政・学校・民間団体間で構築した日本語能力ギャップ解消の為に作った日本語集中学習のプログラムを恒常的なものとしていくため行政から財政支援が得られるよう交渉していく。 2) 日本語学校等と協力しながら、日本語集中学習プログラムを来日したばかりの日本語能力が十分でない外国人にも広げていく。これを当法人の登録機関としての活動にも生かしていく。 3) 当初は子どもとその家族の為にあった相談窓口を定着させるため、行政・学校・実行団体を含む関係機関との協議会を継続し、当法人として支援していく。 4) 地域社会の活動・行事を調べ、対象外国人等との交流を増やしていく。 	<p>301/400字</p>
<p>実行団体</p>	<p>実行団体が中心になってつくり上げた日本語ギャップ解消プログラムや相談窓口が、休眠預金等の資金がなくても自立的に活動できるよう継続的に組織基盤の強化に務める。この為、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 日本語ギャップに悩んだり、日常生活等で困難を抱えたり孤立したりしている一般の外国人・外国系の者にまで支援対象を広げる。 2) 地域社会と外国人との交流の質と量を更に増やす。この為、地域社会との連携協定を結び、地方公共団体からの承認を得る。また、地方公共団体からの物的・財政的支援につなげていく。 3) 行政や社会福祉協議会等の外国人相談窓口の請負等も行い、構築した相談窓口の活動を広げていく。 4) このような新しい仕組みを筑紫平野（筑後平野+佐賀平野）を超えて、日本語ギャップや日常生活等で困難を抱える外国人・外国系の子ども達やその家族の支援を行う九州各県の官民に知らせていく。 	<p>372/400字</p>

VII. 関連する主な実績

<p>(1) 助成事業の実績と成果</p> <p>・2020年4月から始まった佐賀伝統工芸品事業者助成事業を、認定NPO法人ピースウィンズ・ジャパン (PWJ) と当法人の前身団体わのクニづくり希望舎とが共同で行った。有識者で構成される外部審査員による助成先事業者選定採択作業、選定された助成先への訪問と事業進捗状況確認、8団体350万円の助成作業等により、そのノウハウは、2020年9月に発足した当団体に引き継がれた。なお、佐賀伝統工芸品事業者助成事業は、2021年度より、佐賀未来創造基金が当法人を引継ぎPWJの共同事業者となり、25年度まで続いている。当法人としては、このような助成事業創設に係ったことを誇りとし、そのノウハウを大事にしている。</p> <p>・また、当法人の共同代表を務める宮原信孝は、公益財団法人ちくご川コミュニティ財団理事長を務め、5度採択された休眠預金等活用事業の助成や、同財団独自の助成事業を通じて、公募による助成については経験・知識ともに持ち合わせており、今次事業で担当プログラムオフィサーを務める大原常務理事を始め事業に携わる全職員へこれらの知見を伝達し、助成実施に活かしていく予定である。</p> <p>・なお、助成先の伴走支援という観点からは、大内田治男当法人理事長が2023年6月まで理事長を務めた認定NPO法人ワンストップリーガルネットの多文化共生シンポジウム（次項において説明）を通じて知己を得た困難を抱える多数の外国人及び外国系の人々を自己のネットワークを活用しながら支援してきており、そのノウハウを伴走支援に活用できる。</p>	<p>645/800字</p>
<p>(2) 申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等</p> <p>当団体は、アフガニスタン人家族9名の日本入国と地方（函館）への移住を支援した。函館では、笹川平和財団 (SPF) の協力により、第三国定住を推進しようとするチームがつくられ、この家族の定住支援を行った。これはSPFの2年間（2022年3月～2024年2月）の事業の1つとされ、SPFが資金的支援を行い、函館市の国際交流団体、経済同友会、大学がコンソーシアムを組み、生活支援、就業支援、及び日本語教育支援など様々な角度から同家族を支援した。当団体は、同家族を函館市まで送り届けるとともに、同家族の在留資格取得・難民申請支援を専門の行政書士が行うことで、この支援に参加した。この支援では、毎月の情報共有会議が開かれ、家族構成の様子などが事細かに報告された。この会議参加による知見を今次事業計画の基礎としている。また、当団体は、別のアフガニスタン人家族7名の在留資格取得手続きも行った。</p> <p>佐賀市へのウクライナ人受け入れを推進した担当者からヒアリングを行い、佐賀市のウクライナ人受け入れ実現の理由・背景等を知ることができた。</p> <p>大原常務理事は、経営する塾の立場から外国人・外国系の子どもの定着支援を行っており、久留米市役所・教育委員会、広川町役場・教育委員会と協議し、不登校等の課題への対処の為に官民連携の方策を形成しようとしている。また、新たに福岡市や佐賀県の外国系の児童・人々の実態につき行政資料等から情報を得た。</p> <p>大内田理事長は、認定NPO法人ワンストップリーガルネットによる多文化交流に関するシンポジウムを20年に亘って、企画・実行し、同法人理事長辞任後2年間は監修を行ってきており、北部九州地域の在住外国人の広いネットワークをもっている。また、総務省行政相談員として、個々の在住外国人の課題解決に取り組んできた実績を持っている。これらの人脈と知見は今次プロジェクトに大いに活用する所存である。</p>	<p>797/800字</p>

VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3	
(2)実行団体のイメージ	多文化共生コーディネーターを配置し、国際交流団体、日本語学校、外国人支援CSO等と密接に連携。各地域で外国人地域定着の実績を持ち、行政、多様な関係団体、企業等と幅広く連携できる団体。情報共有、オンライン塾、進路・キャリア相談を可能にするデジタル基盤を構築・最大限活用。貧困層には学校タブレット活用等IT支援も行政と協力し、ハード・ソフト両面で推進。多角的な支援体制を確立することのできる団体。	196/200字
(3)1実行団体当り助成金額	2400万円/実行団体（26年3月～27年2月）。実行団体は600万円/3年の自己資金を拠出する。人件費30万円/月×30か月＝900万円、委託費30万円/人×10人×2年＝600万円、日本語教育200万円×3年＝600万円、行政手続30万円×2回＝60万円、組織基盤強化380万円、地域連携30万円/年×2年＝60万円、デジタル事業200万円/年×2年＝400万	182/200字
(4)案件発掘の工夫	県、市町村のNPO等支援センターを通じて、国際交流団体や外国人支援のNPO等を探し、直接公募について、周知していく。当団体連携日本語学校を通じて、九州北部地域の日本語学校に情報を回す。ちくご川コミュニティ財団との連携により、公募を周知させていく。九州大学他、九州の大学で避難民を受入れた経験のある大学を通じて、外国人支援組織等に公募を伝えていく。	173/200字

IX. 事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制・・・内部8名、新規雇用1名 ・マネジメント体制： <ul style="list-style-type: none"> －事業統括1名＝副理事長（ちくご川CF理事長/PO経験者） －事業設計・現場統括1名＝常務理事 ・経理体制・・・会計統括1名（常務理事兼任）、補佐1名（新規雇用者） ・PO体制・・・PO主担（公募、伴走支援、評価、精算）1名（常務理事）、PO副担（伴走支援：福岡、佐賀）2名（行政書士）、PO補佐（久留米）1名（ウクライナ人） ・PO支援体制・・・コンサルタティブ委員会創設：理事長、副理事長、常務理事、理事・福岡県行政書士会国際部長、理事（外国人就職支援企業取締役） ・評価体制・・・北海道教育大学研究者、評価士の計2名 				295/300字	
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
	5	新規採用人数 (予定も含む)	4	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	大原進常務理事：120時間/月（休眠事業4:他1）、原裕樹理事：50時間/月（休眠1:他2）。廣澤暢臣理事PO補佐：50時間/月（休眠1:他2）。PO補佐：25時間/月（休眠1:他5）
		既存PO人数	1	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	PO業務統括。他の業務は（一財）ちくご川コミュニティ財団の理事長、アジアパシフィックアライアンスとピースウィンズジャパンの顧問（休眠1：他19）
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	当法人は、毎月理事会を開催しており、当法人の決定は基本的にここで行われる。理事長-副理事長-常務理事-各理事の縦のラインが明確である一方、理事会では各理事・監事が活発に意見を述べ、理事間の意思疎通は深いものがある。コンプライアンスの確保については、コンプライアンス規程を設け、忠実に同規程を実施している。また、倫理規程、リスク管理規程を設けている。				173/200字	
(4)コンソーシアム利用有無	なし					

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2025/11/1 ~ 2029/3/31	
資金分配団体	事業名	集中学習と相談窓口の確立で日本語ギャップと孤立解消
	団体名	一般社団法人わの会

	助成金
事業費	84,604,970
実行団体への助成	72,000,000
管理的経費	12,604,970
プログラムオフィサー関連経費	26,934,800
評価関連経費	3,454,200
資金分配団体用	3,454,200
実行団体用	0
合計	114,993,970

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	1,761,950	27,614,340	27,614,340	27,614,340	84,604,970
実行団体への助成	0	24,000,000	24,000,000	24,000,000	72,000,000
-					
管理的経費	1,761,950	3,614,340	3,614,340	3,614,340	12,604,970

2. プログラム・オフィサー関連経費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	4,469,000	7,335,500	7,835,500	7,294,800	26,934,800
プログラム・オフィサー人件費等	2,062,500	4,950,000	4,950,000	4,950,000	16,912,500
その他経費	2,406,500	2,385,500	2,885,500	2,344,800	10,022,300

3. 評価関連経費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	1,151,400	1,151,400	1,151,400	3,454,200
資金分配団体用	0	1,151,400	1,151,400	1,151,400	3,454,200
実行団体用					0

4. 合計

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	6,230,950	36,101,240	36,601,240	36,060,540	114,993,970

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	2,000,000	97.7%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、使途等）
2025年度	0			
2026年度	0			
2027年度	800,000	寄付	D:計画段階	会員や法人からの寄付。事務局経費。
2028年度	1,200,000	寄付	D:計画段階	会員や法人からの寄付。事務局経費。

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般社団法人わの会		
郵便番号	〒830-0003		
都道府県	福岡県		
市区町村	久留米市東櫛原町		
番地等	1 3 1 3 番地 2		
電話番号	0 8 0 - 2 5 8 1 - 1 6 2 6		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.giaw.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2020/8/19		
法人格取得年月日			

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	オオウチダ ハルオ
	氏名	大内田 治男
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	ミヤハラ ノブタカ
	氏名	宮原 信孝
	役職	共同代表理事

(3) 役員

役員数 [人]	10
理事・取締役数 [人]	8
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	0
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	休眠預金等活用事業資金分配団体に採択された場合は、非常勤（週3日）職員を雇用予定

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	13
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	11
個人その他会員 [人]	2

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	なし

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	困難を抱える外国人を地域社会に迎え入れる
団体名:	一般社団法人わの会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第13条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第14条1項
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第13条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第14条1～3項
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第12条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第17条2項
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第18条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			社団法人のため提出しない	
●理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第19条4項
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第19条5項
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第30条4項
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第30条及び2項
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第30条4項
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第30条2項及び3項
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第32条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第32条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第34条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること			公募申請時に提出	定款
●理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第21条
●監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第22条
●役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員の報酬並びに費用に関する規程	第3条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員の報酬並びに費用に関する規程	第6条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	第15条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	第10条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規定	第17条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定	第18条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報保護規程	全ての条文
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反防止に関する規程	第6条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止に関する規程	第7条
(2) 自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止に関する規程	第4条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第10条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局組織規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局組織規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局組織規程	第4条及び第5条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局組織規程	第5条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	職員給与規程	第2条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	職員給与規程	第5条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第11条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第5条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第3条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第5条及び第6条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第5条及び第6条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	会計処理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	会計処理規程	第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	会計処理規程	第6条及び第21条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	会計処理規程	第7条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	会計処理規程	第7条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	会計処理規程	第16、17、18条
(7) 決算		公募申請時に提出	会計処理規程	第42、43、44条